

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

中井町教育委員会教育長
中井町立中井中学校長

緊急事態宣言に伴う臨時休業の延長について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の対応について、深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国が5月4日（月）に緊急事態宣言を5月31日（日）までに延長することを決めたことを受け、神奈川県教育委員会は、5月5日（火）に県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することを決めました。

本町の小・中学校においては、国や県の臨時休業期間延長の要請を受け、県立学校と同様に下記のとおり5月31日（日）まで臨時休業期間を延長する措置を決めました。

なお、引き続き、臨時休業期間においては、原則、外出をさけ、自宅で過ごすこととなります。また、教育活動の再開等については、国や県の要請をふまえ、決まりしだい、まちコミメール、電話、学校のホームページにて速やかにお知らせします。（国や県内の状況に応じて、今後の対応が変更になることもあります。）

記

1 臨時休業期間の延長

○小・中学校 5月11日（月）から5月31日（日）まで

2 休業期間中の家庭生活において次のことをお願いします。

○学校より提示された学習課題を行うなど、家庭学習に取り組む。

○読書に励む。

○広報「なかい」4月号に掲載している「マスクの作り方」等を参考に、マスクを作る。

○毎日、熱を測り、発熱（37.5℃以上）、咳などがいないことを確認する。

○発熱（37.5℃以上）、咳などの体調不良のときは、「帰国者・接触者相談センター」に相談のうえ、医療機関を受診する。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しており、詳しくは次のURLでご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html

○発熱、咳で医療機関を受診した場合、学校に次の内容を電話連絡する。

- ・症状や症状が出始めた日
- ・受診した医療機関や受診日
- ・診断名

○免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

○人ごみを避け、手洗い、うがいの励行をはじめ、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底する。

3 その他

○平日（9時～16時）の電話相談に応じていきます。

○5月7日（木）に予定していた提出物の提出については、改めて学校からまち comi メール、電話、ホームページで指示します。

○臨時休業に伴う学習時間の確保については、教育活動再開後、夏季休業等の短縮を含め、必要な措置を講じていきます。

問い合わせ先
中井中学校 教頭
電話 0465-81-0226